| 改正後 | 改正前 |
|------------------------------------|--|
| ○川崎市屋外広告物条例施行規則 | ○川崎市屋外広告物条例施行規則 |
| 昭和47年3月31日規則第80号 | 昭和47年3月31日規則第80号 |
| 目次 (略) | 目次 (略) |
| | |
| | 別表第1(第10条関係) |
| 適用除外の基準 | 適用除外の基準 |
| $1 \sim 7$ (略) | 1~7 (略) |
| (条例第7条第2項第5号関係) | (条例第7条第2項第5号関係) |
| 8 電車又は自動車に表示する広告物又は設置する掲出物件 | 8 電車又は自動車に表示する広告物又は設置する掲出物件 |
| (1) 自己の氏名等又は自己の事業若しくは営業の内容に係る広告物の | (1) <u>自己の氏名等</u> に係る広告物の表示又は掲出物件の設置であるこ |
| 表示又は掲出物件の設置であること。 | と。 |
| (2) 電車又は自動車の運行管理に必要な表示又は設置であること。 | (2) 電車又は自動車の運行管理に必要な表示又は設置であること。 |
| (3) 電車又は自動車の製造者(部品の製造者を含む。) が製造時に製 | (3) 電車又は自動車の製造者(部品の製造者を含む。)が製造時に製 |
| 品の識別のために表示し、又は設置するものであること。 | 品の識別のために表示し、又は設置するものであること。 |
| (4) 電車及び定期路線バスの事業者又は路線並びにタクシーの事業者 | (4) 電車及び定期路線バスの事業者又は路線並びにタクシーの事業者 |
| の識別のための色彩の表示であること。 | の識別のための色彩の表示であること。 |
| <u>削る</u> | (5) 表示面積は、1車両当たり5平方メートル以内とすること(第1 |
| | <u>号及び第2号に掲げるものに限る。)。</u> |
| $9 \sim 12$ (略) | 9~12 (略) |
| | |
| 別表第2(第11条関係) | 別表第2(第11条関係) |
| 広告物又は掲出物件の規格 | 広告物又は掲出物件の規格 |
| $1 \sim 4$ (略) | $1 \sim 4$ (略) |
| 5 自動車等に表示する広告物又は設置する掲出物件 | 5 自動車等に表示する広告物又は設置する掲出物件 |
| (1) 他の通行に支障を及ぼさない方法で設置すること。 | (1) 他の通行に支障を及ぼさない方法で設置すること。 |
| (2) 車輪及び車輪に附属するものに表示し、又は設置しないこと。た | (2) 車輪及び車輪に附属するものに表示し、又は設置しないこと。た |

改正後

だし、製造者が製造時に製品の識別のために表示したものについては、 この限りでない。

- (3) 自動車に別表第1第8項各号に規定する基準に適合しない広告物 又は掲出物件を表示し、又は設置する場合は、次によるものとするこ と。ただし、国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、 若しくは設置する場合、広告宣伝用自動車(自動車登録規則(昭和45 年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。) に表示し、若しくは設置する場合又は運送する物品若しくはその製造 元若しくは販売元の名称、商標若しくはこれらに類するものを表示す る場合であって、当該物品の運送に関して荷主と継続して運送する契 約関係があるときは、この限りでない。
- ア 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。
- イ 表示面積は、1車両当たり4.2平方メートル以内とすること。
- ウ 側部を利用するものは、1箇所当たり縦の長さ0.6メートル以下、横 の長さ3メートル以下とし、一側部の面積の合計は1.8平方メートル以 内とすること。
- <u>エ 後部を利用するものは、縦の長さ0.6メートル以下、横の長さ1メートル以下とし、その数は1箇所とすること。</u>

削る

改正前

だし、製造者が製造時に製品の識別のために表示したものについては、 この限りでない。

(3) 自動車に別表第1第8項各号(第5号を除く。)に規定する基準 に適合する広告物又は掲出物件及び自己の事業若しくは営業の内容を 表示する広告物又はこれを掲出する物件以外の広告物又は掲出物件を 表示し、又は設置する場合は、定期路線バスに表示し、又は設置する 場合を除き、広告宣伝用自動車(自動車登録規則(昭和45年運輸省令 第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。)を使用する こと。ただし、運送する物品又はその製造元若しくは販売元の名称、 商標又はこれらに類するものを表示する場合であって、当該物品の運 送に関して荷主と継続して運送する契約関係があるときは、この限り でない。

- (4) 定期路線バスに別表第1第8項各号(第5号を除く。)に規定する基準に適合する広告物又は掲出物件及び自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物又はこれを掲出する物件以外の広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合は、次によるものとすること。ただし、国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する場合は、この限りでない。
- ア 側部を利用するものは、縦の長さ0.6メートル以下、横の長さ3メートル以下で、一側部の面積の合計は1.8平方メートル以内とし、その数は2箇所以内とすること。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| | <u>イ</u> 後部を利用するものは、縦の長さ0.6メートル以下、横の長さ1メー |
| | トル以下とし、その数は1箇所とすること。 |
| (<u>4</u>) 電車に表示する広告物又は設置する掲出物件は、別表第1第8項 | (<u>5</u>) 電車に表示する広告物又は設置する掲出物件は、別表第1第8項 |
| 各号に規定する基準に適合するものであること。 | 各号 <u>(第5号を除く。)</u> に規定する基準に適合するものであること。 |
| (<u>5</u>) 前2号の規定にかかわらず、市長が特に認める場合にあっては、 | (<u>6</u>) 前2号の規定にかかわらず、市長が特に認める場合にあっては、 |
| 次によるものとすること。 | 次によるものとすること。 |
| ア 定期路線バスにおける表示の位置は、前面以外の外面とすること | ア 定期路線バスにおける表示の位置は、前面 <u>及び屋根</u> 以外の外面と |
| とし、当該定期路線バスの車体の窓から上部は、広告物の地色1色 | することとし、当該定期路線バスの車体の窓から上部は、広告物の |
| とすること。 | 地色1色とすること。 |
| イ 電車における車体の一の外面に表示する各広告物の面積の合計 | イ 電車における車体の一の外面に表示する各広告物の面積の合計 |
| は、当該外面面積の10分の1以下であること。 | は、当該外面面積の10分の1以下であること。 |
| ウ 車体の窓、扉等のガラス部分に表示しないこと。 | ウ 車体の窓、扉等のガラス部分に表示しないこと。 |
| エ 1車体には、1広告とすること。 | エ 1 車体には、1 広告とすること。 |
| $6 \sim 8$ (略) | $6 \sim 8$ (略) |